

十島村簡易水道事業地方公営企業法適用移行支援業務

公募型プロポーザル実施要項

令和 4 年 12 月

十島村

目次

1. 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨.....	3
2. 業務の概要.....	3
3. 経費限度額.....	3
4. 提案参加資格.....	4
5. 提案への参加申込み及び辞退.....	4
6. 参加申し込みに関する質問.....	5
7. 提案書の作成等.....	6
8. 提案および仕様書に関する質問.....	7
9. 法適用化移行事務及び公営企業会計システム委託事業者選定のポイント.....	7
10. 結果通知について.....	9
11. その他.....	9

1. 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

当事業は、十島村簡易水道事業に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)を適用するにあたり、簡易水道施設の固定資産調査・評価及び法適用移行事務支援の業務を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務の概要

- (1)業務の名称 十島村簡易水道事業地方公営企業法適用移行支援業務
- (2)業務の内容 「十島村簡易水道事業地方公営企業法適用移行支援業務仕様書」とおり
- (3)業務履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
※ただし、受託者との協議により変更する場合がある。

(4)実施スケジュール

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和4年12月14日(水)
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和4年12月20日(火)まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和4年12月21日(水)まで
4. 参加申込書提出期限	令和4年12月26日(月)
5. 企画提案書提出期限	令和5年1月11日(水)まで
6. プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和5年1月16日(月)
7. 審査結果の通知	令和5年1月下旬予定
8. 契約書の締結	令和5年1月下旬予定

3. 経費限度額

経費限度額は13,220,000円(消費税を含む)とし、提案価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)が当該経費限度額を超えた場合は無効とする。なお、当該経費限度額は企画提案のために設定した金額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

4. 提案参加資格

参加資格を有する者は、令和4年4月1日現在において、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「地方自治令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (3) 令和4・5年度十島村入札参加資格者名簿に記載されている者であり、鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (4) 参加表明書の提出時において、国または鹿児島県及び十島村の指名停止期間でないこと。
- (5) (1)から(3)の条件を満たすためにJV(ジョイントベンチャー)での参加も可能とする。
- (6) 参加表明書の提出時から契約締結までの間に、十島村から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を損失するものとする。
- (7) 過去5年間(平成29年4月1日から令和4年3月31日まで)において、簡易水道事業の地方公営企業法適用に係る固定資産調査・評価及び公営企業会計移行事務支援業務について元請として完了した実績を有していること。

5. 提案への参加申込み及び辞退

(1) 提出書類

提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。

- ① 「提案参加申込書」(様式1)
- ② 「誓約書」(様式2)
- ③ 企業概要表(様式3)
- ④ 同種の業務等の実績調書(様式4)
- ⑤ JV(ジョイントベンチャー)構成書(任意様式)※JV(ジョイントベンチャー)の場合のみ
- ⑥ 委任状(様式任意)※JV(ジョイントベンチャー)の場合のみ
- ⑦ 近1年間の都道府県民税及び事業税に滞納が無いことを証する書類(写し)
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書(様式5)
- ⑨ 定款

また、提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、様式6「辞退届」を提出すること。

(2) 提案参加申込書の提出期間

令和4年12月26日(月)までの午前9時から午後5時までの間。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(3)提出先

十島村役場 土木交通課

所在地 〒892-0822 鹿児島県鹿児島市泉町14番15号

電話:099-222-2101(代表)

FAX:099-223-6720

(4)提出方法

上記提出先へ直接持参又は郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合は、令和4年12月26日(月)午後5時までに必着のこと。

(5)参加資格審査結果通知

参加資格審査は受付後随時行い、結果は審査終了後にメールにて事前通知し、原本は郵送にて通知する。

6. 参加申し込みに関する質問

様式7「質問書」により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1)受付期間

令和4年12月20日(火)午後5時までの間。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(2)提出先

電子メールによる質問のみ受け付けるものとする。なお、質問のメールを送付してから24時間以内(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く)に、受領確認の返信メールが届かない場合は、電話等による問い合わせを行うこと。

電子メール : toshima-k@tokara.jp

(3)質問に対する回答方法

質問に対する回答を取りまとめたうえ、随時質問者に対し、電子メールにて通知する。

(4)その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

電話での質問は原則として受け付けない。

7. 提案書の作成等

(1) 提出書類

提案に際し、提出を求める書類は次の①～③とする。なお、作成にあたっては「9. 法適用化移行事務及び公営企業会計システム委託事業者選定のポイント」を考慮すること。

提出する書類の大きさは原則、A4サイズとし、A4サイズに収まらないものについてはA3サイズ(二つ折りしてA4サイズに収納)も可とする。

① 「十島村簡易水道事業地方公営企業法適用移行支援業務」に係る固定資産調査・評価・法適用移行支援内容・公営企業会計システム等に関する提案書

② 事業費見積書

③ 翌年度以降の保守費用の見積書

【提出書類の説明】

①「十島村簡易水道事業地方公営企業法適用移行支援業務」に係る固定資産調査・評価・法適用移行支援内容・公営企業会計システム等に関する提案書

ア. 次に提示した提案書の項目に従い、内容を具体的に記述すること。

(提案項目、記載のポイント)

(ア) 会社概要 : 事業内容、事業規模

(イ) 提案コンセプト : 本業務を提案するにあたってのコンセプトを記載すること。

(ウ) 業務体制・事業計画 : 本業務に係る業務体制及びスケジュールを記載すること。

(エ) 法適用移行支援内容 : 法適用移行支援内容について実施内容を具体的に記載すること。

(オ) 職員研修内容 : 法適用移行支援に当り、職員研修内容を具体的に記載すること。

(カ) 関連部署との調整 : 関連部署との調整日程や内容を具体的に記載すること。

(キ) 導入システム : 公営企業会計移行に伴い導入予定のシステムの機能について具体的に記載すること。

(ク) その他の提案 : 十島村に特化した内容で個別提案可能であれば記載すること。

イ. 項目によっては、説明資料を別紙として作成することも可とする。

② 事業費見積書・③ 翌年度以降の保守費用の見積書

ア. 数量・金額が把握できる見積書(消費税込み)であること。

(2) 提出書類の受付期間

令和5年1月11日(水)午後5時までの間。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(3) 提出先

5(3)に同じ。

(4) 提出方法

5(4)に同じ。

なお、郵送等で提出する場合は、令和5年1月11日(水)午後5時までに必着すること。

(5) 提出部数

製本10部

(6) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

8. 提案および仕様書に関する質問

様式7「質問書」により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期間

令和4年12月20日(火)午後5時までの間。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(2) 提出先

電子メールによる質問のみ受け付けるものとする。なお、質問のメールを送付してから24時間以内(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く)に、受領確認の返信メールが届かない場合は、電話等による問い合わせを行うこと。

電子メール : toshima-k@tokara.jp

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を取りまとめたうえ、随時質問者に対し、電子メールにて通知する。

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

電話での質問は原則として受け付けない。

9. 法適用化移行事務及び公営企業会計システム委託事業者選定のポイント

(1) 本村の財政運営を配慮し、提案金額がいかに抑えられているか。

(2) 当該事業を実施する能力と実績を有しているか。

(3) 当該事業を効率的・効果的に保守する能力と実績を有しているか。

(4) 評価点配分表

項目		配点
総合評価	同種・類似業務実績	30
	品質管理及び情報保護対策等	
	地域精通度及び業務体制	
	その他提案	
法適用化事務	固定資産調査・評価	30
	法適用移行支援	
	職員研修内容及び関連部署調整	
機器	公営企業会計システム	20
見積	見積・保守点検費用等	20
合計		100

(5) 選定方法

審査は、選定委員会において、優先交渉権者を選定する。

なお、優先交渉権者の選定にあたっては、企画提案書に基づく提案内容のプレゼンテーション及び提案内容についてのヒアリング(質疑)による審査を実施する。

提案内容のプレゼンテーション及び提案内容についてのヒアリングの日程等は概ね以下のとおりとし、詳細は別途通知する。

① 日程: 令和4年1月16日(月)13時～

② 場所: 十島村役場内

③ 時間: 参加者1社あたりの説明時間は30分を予定

④ その他:

ア. 審査会場の入室は3名までとする。

イ. プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書等の内容とし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。プロジェクター、スクリーンは村で用意するが、パソコン等については参加者で用意すること。

ウ. 正当な理由なく、審査に参加しなかった者の提案は無効とする。

エ. 参加者が1社のみの場合は、書類審査のみとし、プレゼンテーションを実施しない場合がある。

10. 結果通知について

- (1) 選定結果通知書により選定審査の結果を通知する。
- (2) 失格
 - ① 提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合。
 - ② 4の提案参加資格を満たしていないと判断される場合。
- (3) 評価内容及び経過に関する問合せについては、一切公表しないものとする。

11. その他

- (1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。
- (2) 提出書類

提出された書類は、返却しないものとする。

提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 留意事項

本提案の審査は調査・設計・施工事業者の内定(優先交渉権者決定)のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約等の際には協議を行い、双方合意に至った場合に各契約等を締結するものとする。